

令和6年度版

障害者福祉ガイド

障害者総合支援法の解説

I	障害者総合支援法の解説	5
第1	障害者総合支援法のしくみ	7
第2	自立支援給付の支給決定	33
第3	障害福祉サービスと相談支援	101
第4	障害児への支援給付（児童福祉法）	167
第5	地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	201
付	令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定	239
II	障害者福祉関連制度の解説	267
第1	障害種別に応じた福祉の増進	269
第2	障害者の雇用促進と職業安定	303
第3	障害年金・手当による所得保障	329
付	障害者施策と障害者基本法	349
	法令編	373
1	障害者総合支援法／施行令／施行規則	378
2	児童福祉法／施行令／施行規則〔抄〕	551
3	身体障害者福祉法／施行令／施行規則	663
4	知的障害者福祉法／施行令／施行規則	690
5	精神保健福祉法／施行令／施行規則〔抄〕	701
6	障害者雇用促進法／施行令／施行規則〔抄〕	712

I 障害者総合支援法の解説 5

第1 障害者総合支援法のしくみ 7

① 障害者総合支援法の全体像 8

1 障害者総合支援法の目的と理念 8

2 対象となる障害者・障害児の範囲 9

■ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供 10

3 障害者総合支援法のサービス体系 11

② 障害福祉計画・障害児福祉計画 14

1 基本指針と障害福祉計画・障害児福祉計画 14

2 令和6～8年度の計画期間と基本指針の見直し 16

■ 基本指針（令和6～8年度）のあらまし 18

③ 財源構成と国庫負担基準 28

1 市町村等の費用負担 28

2 訪問系サービスの国庫負担基準 29

④ 令和6年施行の法改正 30

1 改正の趣旨と概要 28

■ 令和4年障害者総合支援法等改正法の概要 29

2 障害者総合支援法等の主な改正内容 30

第2 自立支援給付の支給決定 33

① 自立支援給付の概要 34

② 自立支援給付の支給申請等 38

③ 介護給付費・訓練等給付費等の支給決定等 39

1 支給申請から支給決定までの流れ 39

2 障害福祉サービス支給決定の勘案事項 41

3 同時に支給決定できるサービス（併給調整） 42

4 訓練等給付費（自立訓練等）の支給決定 43

5 障害児の支給決定 44

6 支給量と有効期間の決定 45

7 支給決定の通知と変更の申請 47

8 サービス受給者証 48

■ 障害福祉サービス受給者証（例） 49

9 支給量の管理 53

10 支給決定の更新 55

■ 支給決定前や基準該当事業所のサービス利用（特例給付） 57

④ 障害支援区分の認定 58

1 障害支援区分の考え方と役割 58

2 障害支援区分認定事務の流れ 59

3 コンピュータ判定による一次判定 62

4 市町村審査会における二次判定 63

⑤ 介護給付費・訓練等給付費の利用者負担 64

1 介護給付費・訓練等給付費の対象サービスと給付範囲 64

2 利用者負担の認定と所得区分に応じた負担上限月額 65

3 補足給付の認定（食費・光熱水費の負担軽減） 67

4 利用者負担の上限額管理 68

■ 同一世帯に複数の利用者がある場合の負担軽減（高額障害福祉サービス等給付費） 69

■ 高齢障害者の介護保険利用者負担の軽減（新高額障害福祉サービス等給付費） 70

⑥ 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の支給 71

1 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の範囲 71

2 地域相談支援給付費の給付決定 72

■ 地域相談支援受給者証（例） 75

⑦ 自立支援医療費の支給認定と利用者負担 76

1 自立支援医療費の支給 76

2 自立支援医療費の自己負担上限月額 78

3 育成医療 81

4 更生医療 85

5 精神通院医療 90

6 療養介護医療費の支給 95

⑧ 補装具費の支給と利用者負担 96

1 補装具の目的と購入・借受け・修理 96

2 補装具費の支給の流れ 98

3 補装具費の利用者負担 99

■ 日常生活用具給付等事業 100

第3 障害福祉サービスと相談支援 101

① サービス事業者・施設等の指定 102

1 事業者の申請と都道府県等の指定 102

2 指定基準とサービス提供の原則 105

② 介護給付のサービス〈1〉

居宅における生活支援 106

1 居宅介護 106

2 重度訪問介護 107

3 同行援護 109

4 行動援護 110

5 重度障害者等包括支援 111

③介護給付のサービス〈2〉	
日中活動と住まいの場の提供	113
1 短期入所	113
2 療養介護	115
3 生活介護	117
4 施設入所支援	117
■施設入所者の地域生活への移行状況	120
④訓練等給付のサービス	121
1 自立訓練（機能訓練）	121
2 自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練	123
3 就労移行支援	125
4 就労継続支援A型（雇用型）	126
5 就労継続支援B型（非雇用型）	128
6 就労選択支援	130
7 就労定着支援	132
■障害者総合支援法の就労系サービス	134
8 自立生活援助	135
9 共同生活援助（グループホーム）	137
■グループホームの概要	140
⑤相談支援給付のサービス	141
1 相談支援事業と地域生活支援拠点の整備	141
■協議会と基幹相談支援センター	142
■地域生活支援拠点・居住支援の面的な体制	142
■障害者総合支援法の相談支援事業の体系	144
2 計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）	145
■サービス等利用計画・個別支援計画にもとづくサービスの提供	147
3 地域相談支援（地域移行支援）	149
4 地域相談支援（地域定着支援）	152
■地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス	154
⑥都道府県・市町村による指導監査	155
1 法令にもとづく適正な事業の確保	155
2 指導等の効率化・標準化の推進	157
⑦業務管理体制の整備	160
1 事業所等の整備する業務管理体制	160
2 届出書の記載事項と届出先	161
⑧障害福祉サービス等情報公表制度	163
1 情報公表を行うサービス等の種類	163
2 サービス等情報の具体的内容	165
第4 障害児への支援給付（児童福祉法）	167
①障害児への支援給付の概要	168
1 通所・入所・相談支援に給付を分類	168
2 事業者・施設の指定等	170
②通所（居宅生活の支援）に係る障害児への支援給付	171
1 居宅生活支援の給付費と自己負担	171
2 障害児通所給付費の給付決定	173
3 障害児通所支援事業者の指定等	182
4 指定通所支援のサービス	184
①児童発達支援	184
②放課後等デイサービス	185
③居宅訪問型児童発達支援	186
④保育所等訪問支援	187
5 肢体不自由児通所医療費の支給	188
③入所に係る障害児への支援給付	189
1 入所支援の給付費と自己負担	189
2 障害児入所給付費の給付決定	190
3 障害児入所施設の指定等	192
4 指定入所支援のサービスと障害児入所医療費	193
④障害児相談支援給付費の支給	196
1 障害児相談支援の給付費	196
2 障害児相談支援事業者の指定等	197
3 指定障害児相談支援のサービス	198
第5 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	201
①地域の特性や状況に応じて行われる地域生活支援事業	202
◆市町村地域生活支援事業の必須事業	206
◆市町村地域生活支援事業の任意事業	212
◆都道府県地域生活支援事業の必須事業	216
◆都道府県地域生活支援事業の任意事業（サービス・相談支援者、指導者育成事業）	220
◆都道府県地域生活支援事業の任意事業（都道府県任意事業）	222
②特に進めることが望まれる地域生活支援促進事業	226
◆都道府県地域生活支援促進事業	227
◆市町村地域生活支援促進事業	236
付 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定	239
①基本的な考え方	240
②各サービスの改定事項	242
③指定基準の主な改正点	263
1 横断的な指定基準の改正事項	263
2 障害福祉サービスに係る指定基準の改正	264
3 障害児支援・相談支援に係る指定基準の改正	265
Ⅱ 障害者福祉関連制度の解説	267
第1 障害種別に応じた福祉の増進	269
①身体障害者への福祉	270

1	身体障害者福祉法の目的	270	1	公的年金制度の概要	330
2	身体障害者更生相談所と身体障害者相談員	271	2	障害年金を受ける条件	331
	271	■	障害等級表	332
3	身体障害者手帳	272	■	障害認定に当たっての基本的事項	333
■	障害者手帳のカード化	274	3	障害基礎年金, 障害厚生年金の年金額	335
■	身体障害者障害程度等級表	275	4	障害年金を受けはじめた後の見直し	337
■	内部障害の認定の概要	277	5	20歳前の障害による障害基礎年金	340
2	知的障害者への福祉	281	6	老齢厚生年金の障害者特例	341
1	知的障害者福祉法の目的	281	7	労災年金と障害年金の調整	342
2	知的障害者更生相談所と知的障害者相談員	282	8	障害基礎年金を受けていない人への「特別障害給付金」	343
	282	■	障害年金における初診日証明方法(運用の柔軟化)	344
3	療育手帳	283	2	「特別児童手当等の支給に関する法律」による手当	346
3	精神障害者への福祉	284	■	障害者扶養共済制度(しょうがい共済)	348
1	精神保健福祉法の目的	284	付	障害者施策と障害者基本法	349
2	精神保健福祉センター	286	1	障害者基本法と障害者基本計画	350
3	精神障害者保健福祉手帳	287	1	基本法が定める原則と基本的方向	350
4	相談指導等	288	■	障害者の権利に関する条約と障害者基本計画	354
■	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	290	354	
■	高次脳機能障害者に対する支援体制	294	2	第5次障害者基本計画	355
4	発達障害者への支援	295	1	第5次障害者基本計画の概要	355
1	発達障害者支援法の目的と基本理念	295	2	基本的な考え方	356
2	児童の発達障害の早期発見と発達障害者の支援	297	3	各分野における障害者施策の基本的な方向(各論)	356
3	発達障害者支援センター	300	4	成果目標	357
■	心神喪失者等医療観察法のしくみ	301	3	障害者差別解消法と基本方針	358
第2	障害者の雇用促進と職業安定	303	1	障害者基本法「差別禁止」原則の具体化	358
1	障害者雇用促進法のしくみ	304	2	「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供	360
1	就業を通じた職業生活における自立の促進	304	■	障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の例	361
■	障害者雇用促進法改正の経緯	306	4	障害者虐待防止法と市町村の取組み	364
2	職業リハビリテーション	308	1	障害者の権利擁護のための虐待防止	364
3	差別の禁止と合理的配慮の提供義務	310	2	養護者による虐待の防止と養護者に対する支援等	366
4	障害者雇用率制度	312	3	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等	368
5	障害者雇用納付金制度	316	4	使用者による障害者虐待の防止等	370
6	苦情処理・紛争解決援助	319	■	成年後見制度等を活用した障害者虐待予防	372
■	令和元年の障害者雇用促進法改正	320	372	
■	障害者就労支援の更なる充実・強化	321	法令編	373	
■	令和4年障害者雇用促進法の改正	323			
2	障害者優先調達のしくみ	324			
1	障害者優先調達推進法	324			
2	優先調達基本方針と取組事例	325			
■	障害者優先調達推進法にもとづく国等の取組	327			
第3	障害年金・手当による所得保障	329			
1	公的年金制度による障害年金	330			

本書は、原則として令和6(2024)年6月1日現在の法令にもとづき作成しています。

I 障害者総合支援法の解説

第1 障害者総合支援法のしくみ	7
①障害者総合支援法の全体像	8
②障害福祉計画・障害児福祉計画	14
③財源構成と国庫負担基準	26
④令和6年施行の法改正	28
第2 自立支援給付の支給決定	33
①自立支援給付の概要	34
②自立支援給付の支給申請等	38
③介護給付費・訓練等給付費等の支給決定等	39
④障害支援区分の認定	58
⑤介護給付費・訓練等給付費等の利用者負担	64
⑥地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の支給	71
⑦自立支援医療費の支給認定と利用者負担	76
⑧補装具費の支給と利用者負担	96
第3 障害福祉サービスと相談支援	101
①サービス事業者・施設等の指定	102
②介護給付のサービス〈1〉居宅における生活支援	106
③介護給付のサービス〈2〉日中活動と住まいの場の提供	113
④訓練等給付のサービス	121
⑤相談支援給付のサービス	141
⑥都道府県・市町村による指導監査	155
⑦業務管理体制の整備	160
⑧障害福祉サービス等情報公表制度	163
第4 障害児への支援給付（児童福祉法）	167
①障害児への支援給付の概要	168
②通所（居宅生活の支援）に係る障害児への支援給付	171
③入所に係る障害児への支援給付	189
④障害児相談支援給付費の支給	196
第5 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	201
①地域の特性や状況に応じて行われる地域生活支援事業	202
②特に進めることが望まれる地域生活支援促進事業	226
付 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定	239
①令和6年度報酬改定の基本的な考え方	240
②各サービスの改定事項	242
③指定基準の主な改正点	263

障害者の数

- 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

在宅・施設別

障害者総数 1164.6万人（人口の約9.3%）
 うち在宅 1116.0万人（95.8%）
 うち施設入所 48.7万人（4.2%）

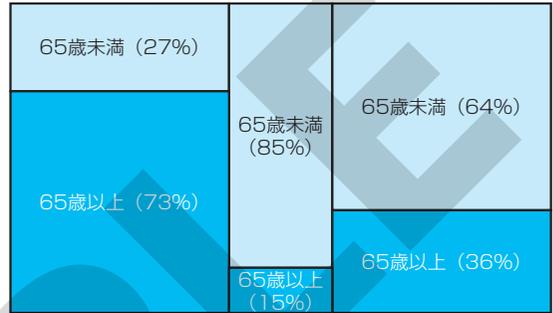
身体障害者(児) 423.0万人
 知的障害者(児) 126.8万人
 精神障害者 614.8万人

年齢別

65歳未満 53%
 65歳以上 47%

身体障害者(児) 404.3万人
 知的障害者(児) 111.6万人
 精神障害者 614.5万人

在宅身体障害者(児) 415.9万人 (98.3%)	在宅知的障害者(児) 114.0万人 (89.9%)	在宅精神障害者 586.1万人 (95.3%)
施設入所身体障害者(児) 7.1万人 (1.7%)	施設入所知的障害者(児) 12.8万人 (10.1%)	入院精神障害者 28.8万人 (4.7%)



出典：厚生労働省「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」

近年の障害福祉サービス等の経緯

平成15年度	○支援費制度の施行（利用者がサービスを選択できる仕組み）	
平成18年度	○障害者自立支援法施行（3共通のサービス、地域生活就労を支援）	
平成21年報酬改定	○良質な人材の確保（人材確保に積極的に取り組む事業所の評価（特定事業所加算等の創設）） ○事業者の経営基盤の安定（児童デイなど取次差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し） ○サービスの質の向上（医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮） ○新体系への移行促進	改定率 5.1%
平成24年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保（基金事業から処遇改善加算の創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援	2.0%
平成24年4月	○障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法施行（相談支援の充実、障害児支援の強化等）	
平成25年4月	○障害者総合支援法施行（地域社会における共生の実現、難病等をサービスの対象に）	
平成26年報酬改定	○消費税対応（基本報酬+加算）	0.69%
平成27年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援	0%
平成28年5月	○障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設	
平成29年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設）	1.09%
平成30年報酬改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.47%
平成30年4月	○改正障害者総合支援法施行・報酬改定	
令和元年報酬改定(10月適用)	○消費税率の引上げ（10%）への対応 ○障害福祉人材の処遇改善	2.00%
令和3年報酬改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○感染症や災害への対応力の強化等 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.56% ※うち、コロナ対応に係る特例的な評価+0.05% (～令和3年9月末)
令和6年4月	○改正障害者総合支援法等施行・報酬改定	
令和6年報酬改定	○処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ ○感染症発生時に備えた医療機関との連携強化 ○虐待防止・身体拘束適正化等の未実施に対する減算・見直し ○支援の質の高い相談支援のため機能強化型の基本報酬を充実 ○児童発達支援センター等の中核機能を評価	1.12%

I 障害者総合支援法の解説

第1 障害者総合支援法のしくみ

① 障害者総合支援法の全体像	8
1 障害者総合支援法の目的と理念	8
2 対象となる障害者・障害児の範囲	9
■難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供	10
3 障害者総合支援法のサービス体系	11
② 障害福祉計画・障害児福祉計画	14
1 基本指針と障害福祉計画・障害児福祉計画	14
2 令和6～8年度の計画期間と基本指針の見直し	16
■基本指針（令和6～8年度）のあらまし	18
③ 財源構成と国庫負担基準	28
1 市町村等の費用負担	28
2 訪問系サービスの国庫負担基準	29
④ 令和6年施行の法改正	28
1 改正の趣旨と概要	28
■令和4年障害者総合支援法等改正法の概要	29
2 障害者総合支援法等の主な改正内容	30

1 障害者総合支援法の全体像

- ◎障害者総合支援法は、障害者・障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう制定されました。
- ◎地域社会での共生を実現していくため、障害福祉サービス、地域生活支援事業が提供されています。

1 障害者総合支援法の目的と理念

障害者総合支援法※1は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことにより、障害者・障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています（法1条）。

その支援は、次の基本理念にもとづき行われます（法1条の2）。

- (1) すべての障害者・障害児が、可能な限りその身近な場所で必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- (2) どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- (3) 障害者・障害児にとって生活を営むうえで障壁となるような社会の事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

※1 平成18年（2006年）4月に「障害者が地域で暮らせる社会」を目的に施行された障害者自立支援法を改正し、平成25年（2013年）4月より施行された法律が障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）です。
令和4年（2022年）に同法の附則で規定された施行後3年を目途とした見直しが行われ、令和6年（2024年）4月に改正施行されています。

◆障害者総合支援法の実施についての責務（法2条・3条）

市町村	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活の実態を把握したうえで、公共職業安定所・障害者職業センターその他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付・地域生活支援事業を総合的・計画的に行う (2) 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、相談に応じ、必要な調査と指導を行い、これらに付随する業務を行う (3) 意思疎通に支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう必要な便宜を供与虐待の防止とその早期発見のために関係機関と連絡調整を行う その他権利の擁護のために必要な援助を行う
都道府県	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村が行う自立支援給付・地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う (2) 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給と地域生活支援事業を総合的に行う (3) 障害者・障害児に関する相談と指導のうち、専門的な知識と技術を必要とするものを行う (4) 市町村と協力して権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行う
国	市町村・都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村・都道府県に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行う
国・地方公共団体	障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努める
国民	すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努める

2 対象となる障害者・障害児の範囲

障害者総合支援法は、障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者）をサービス・支援の対象とします（法4条）。障害種別にかかわらず、共通の福祉サービスを共通の制度で提供します。

障害者 (18歳以上)	(1)身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 →一定の身体上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人（下表参照） (2)知的障害者福祉法にいう知的障害者 →社会通念上知的障害と考えられる人（18歳未満は児童福祉法の対象だが、15歳以上であれば児童相談所の判断により対象となる） (3)精神保健福祉法第5条第1項（統合失調症、精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障害、精神病質等の精神疾患がある人）に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）※2 (4)難病等対象者（継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人）
障害児 (18歳未満)	(5)児童福祉法第4条第2項に規定する児童 ①身体に障害のある児童 ②知的障害のある児童 ③精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む） ④上記(4)難病等対象者に該当する児童

※2 高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、一定の証書類により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となります（→38頁）。

◆身体障害者手帳の交付対象となる身体上の障害（身体障害者福祉法・別表→275頁）

(1)視覚障害で、永続するもの	①両眼の視力がそれぞれ0.1以下 ②1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下 ③両眼の視野がそれぞれ10度以内 ④両眼による視野の2分の1以上が欠けている ※視力は万国式視力表で測定（屈折異常がある場合は矯正視力について測定）
(2)聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上 ②1耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上 ③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下 ④平衡機能の著しい障害
(3)音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害	①音声機能、言語機能、そしゃく機能の喪失 ②音声機能、言語機能、そしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
(4)肢体不自由	①1上肢、1下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの ②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠く、またはひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠く ③1下肢をリスフラン関節以上で欠く ④両下肢のすべての指を欠く ⑤1上肢のおや指の機能の著しい障害、またはひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの ⑥上記のほか、その程度が①～⑤の障害の程度以上と認められるもの
(5)心臓、じん臓または呼吸器の機能の障害、政令で定める障害（ぼうこう・直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能または肝臓の機能の障害）で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの	

難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等の患者を追加し、平成25年（2013年）4月から障害福祉サービス等の対象としています。

対象となる人は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村で必要と認められた障害福祉サービス等を利用できます（難病患者についての公費負担医療は、障害福祉サービス等の対象者であっても難病法により行われます）。

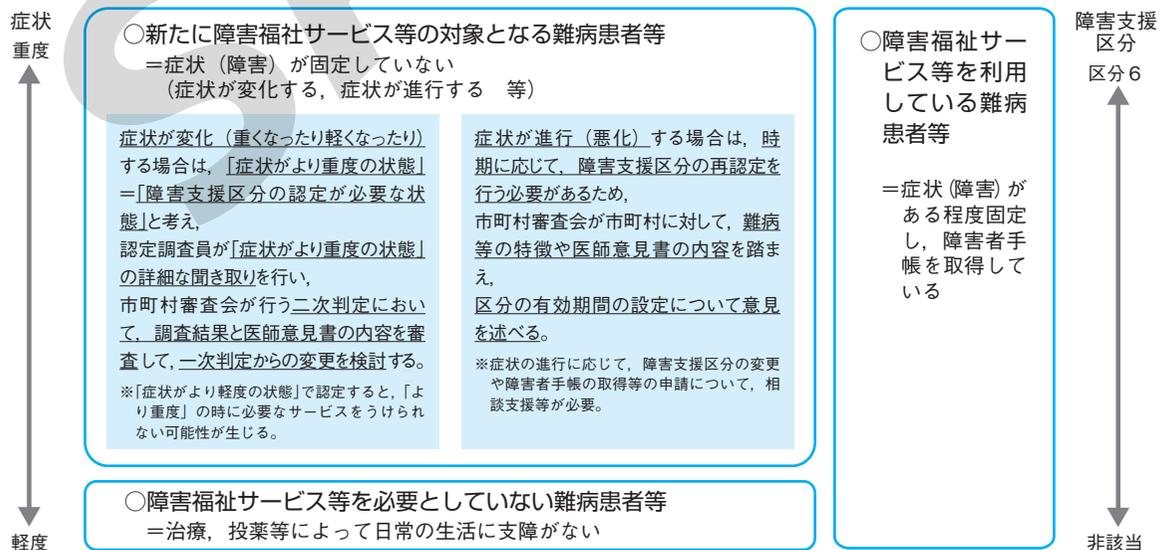
障害者総合支援法の対象となる難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病等の特殊の疾病による障害で、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける人です。

障害者総合支援法の対象疾病の要件は、次のように定められています。

指定難病の要件	障害者総合支援法の取扱い
①発病の機構が明らかでない	要件としない
②治療方法が確立していない	要件とする
③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④長期の療養を必要とする	要件とする
⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている	要件とする

なお、障害者総合支援法の対象疾病については、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）の指定難病の「重症度分類等」は適用されません。

◆難病患者等に対する障害支援区分の認定について（イメージ）



特定の疾病名に該当すれば、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定をうけることが可能です。

●難病患者等の特徴を踏まえた認定

難病患者等に対する障害支援区分の調査や認定は、申請にもとづき、市町村が障害者に実施している現行の調査項目や基準等で行います。

しかし、難病患者等は、障害が固定している身体障害者と違い、症状の変化や進行等の特徴があるため、それらを踏まえ認定調査が行われます。とくに、症状が変化する場合は、「症状がより重度の状態」＝「障害支援区分の認定が必要な状態」という観点から認定が行われます。

●難病等の児童にも障害児支援

児童福祉法改正により、障害児の定義に障害者総合支援法に定める難病等の児童が追加され、平成25年（2013年）4月から障害児支援（および障害福祉サービス）の対象となっています。

●令和6年4月からは369疾病が対象

指定難病の令和5年（2023年）3月実施分の検討結果を踏まえ、3疾病が新たに障害者総合支援法の対象疾病となり、5疾病の表記が変更されています（なお、障害福祉サービス等の支給決定を受けていた人については、引き続き障害福祉サービス等を利用することができます）。

3 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、大きく「自立支援給付」(→33頁)と「地域生活支援事業」(→202頁)に分けられます。障害者・障害児は、障害の種類にかかわらず利用できます。

●自立支援給付

自立支援給付は、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具、高額障害福祉サービスなどからなります(法6条)。

障害福祉サービスには、介護給付と訓練等給付があり、相談支援にもとづき提供されます。自立支援医療には、障害者・障害児が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な更生医療(18歳以上の身体障害者を対象)、育成医療(18歳未満の身体障害児を対象)、精神通院医療(精神障害者を対象)があります。

●地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ計画的に柔軟な事業形態により実施される事業です(法77条~78条)。

●児童福祉法によるサービス

障害児を対象とする障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援(→167頁)は、児童福祉法にもとづきサービスが提供されます※3(児童福祉法6条の2の2)。

※3 障害児を対象とする施設・事業等のサービスは、平成24年(2012年)4月より児童福祉法に規定が一本化されました。障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援、入所による支援にそれぞれ一元化されています。令和5年(2023年)4月のこども家庭庁の創設により、これらの支援は同庁が所管し、障害者・障害児の両方が利用するサービス等は厚生労働省との共管になっています。

■小児慢性特定疾病医療支援

小児慢性特定疾病とは、18歳未満の児童(または引き続き治療が必要な20歳未満)が、その疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、および生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要する疾病です(児童福祉法6条の2)。

小児慢性特定疾病医療支援は、児童福祉法にもとづき、小児慢性特定疾病の児童等の健全育成を図るため、治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながる医療給付を行います。実施主体は、都道府県・指定都市・中核市です。

令和3年(2021年)11月からは、16疾患群・788疾病が対象となっています。

なお、小児慢性特定疾病の児童等でも、該当す

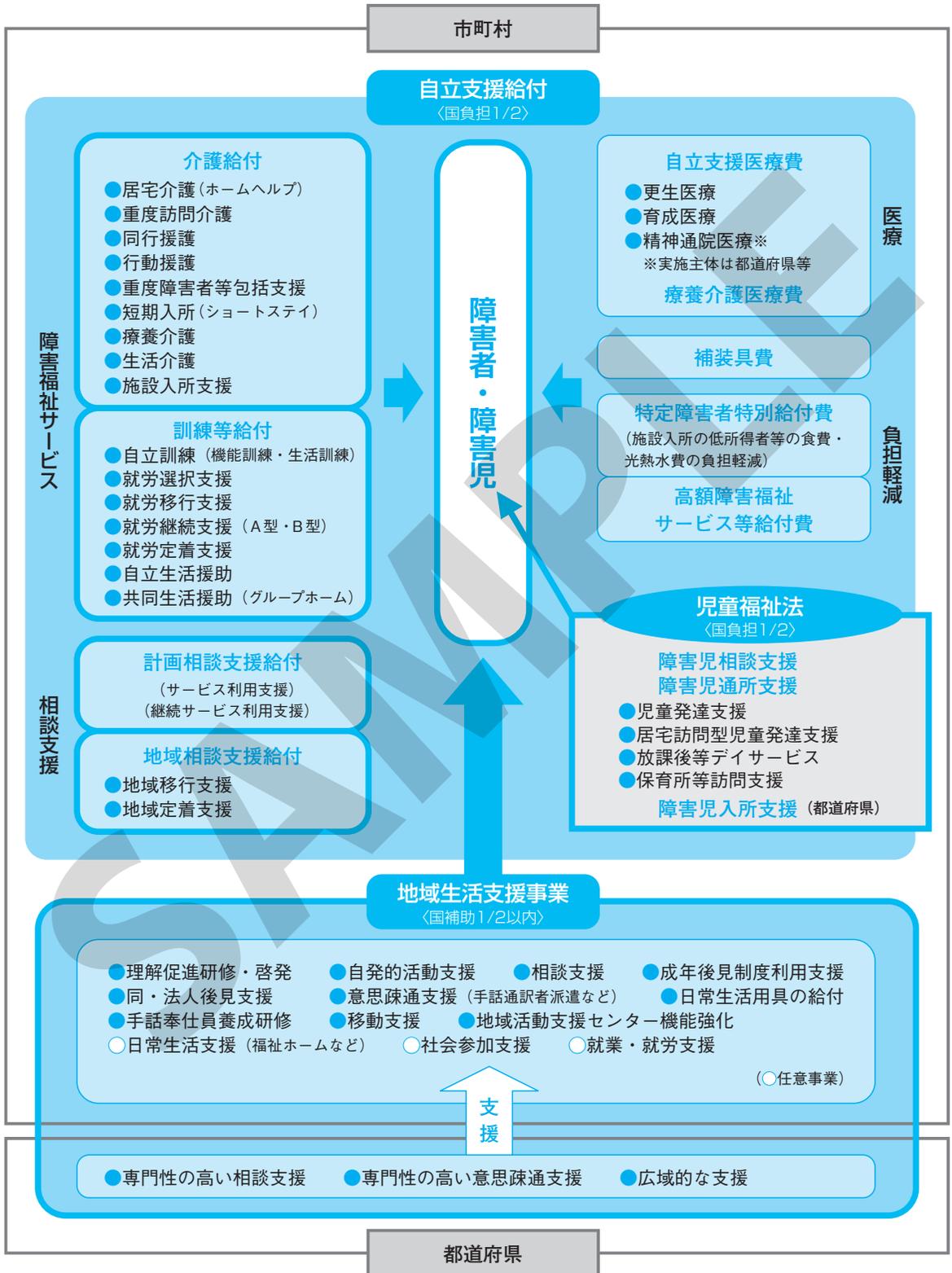
る児童等は、障害児を対象とする障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援や難病法の医療費助成(特定医療費の支給)を利用できます(小児慢性特定疾病と共通の指定難病については、小児慢性特定疾病の医療費で助成します)。

●保護者の申請にもとづく医療費支給認定

対象となる患者は、保護者が都道府県等に申請し支給認定をうけます。このとき、受けられる医療機関と負担上限月額が決定され、医療受給者証が交付されます。

小児慢性特定疾病の医療費について、患者負担は、世帯の所得に応じた負担上限月額が、医療費の2割のいずれか低い方となります(重症患者等には負担軽減があります)。

◆障害者総合支援法による障害者・障害児への保健福祉サービス



障害福祉サービス

相談支援

医療

負担軽減

◆障害福祉サービス等の体系

サービス名		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
介護給付	訪問系	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	205,433	22,270
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,905	7,578
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う	26,105	5,722
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	14,823	2,192
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	11
	日中活動系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,115	6,091
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う	21,126	260
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	302,398	12,755
		施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	123,418	2,551
	訓練等給付	居住支援系	自立生活援助 者	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,220
共同生活援助 者			夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	184,360	13,420
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,263	191
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,665	1,341
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	36,377	2,927
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	89,217	4,591
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	348,711	17,136
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	16,856	1,621
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援 センター 児	中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする支援を提供	189,149	12,507
		児童発達支援 センター以外 児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う		
	放課後等デイサービス 児	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に連携し、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う	344,147	21,212	
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	373	138
	保育所等訪問支援 児	保育所等、乳児院・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	21,577	1,903	
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行う	1,298	184
医療型障害児入所施設 児	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う	1,748	199		
相談支援系	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】申請時（支給決定前）にサービス利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整しサービス利用計画を作成 【継続サービス利用支援】サービス利用状況等の検証（モニタリング）／事業者等との連絡調整、必要に応じた新たな申請の勧奨	228,152	10,131	
	障害児相談支援 児	【障害児支援利用援助】申請時（給付決定前）に利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整し利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】モニタリング／事業者等と連絡調整等	80,013	6,452	
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	658	353	
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業者等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う	4,364	551	

※表中の **者** は「障害者」、**児** は「障害児」が利用できるサービス。※利用者数と施設・事業所数は、令和6年1月サービス提供分（国保連データ）

2 障害福祉計画・障害児福祉計画

- ◎障害者への障害福祉サービスや障害児への支援について、提供体制と円滑な実施を確保することを目的として、国（厚生労働大臣）は基本指針を一体的に作成します。
- ◎市町村・都道府県は、国が定める基本指針に即して障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定します。計画期間は3年で、令和6～8年度は第7期の計画期間となっています。

1 基本指針と障害福祉計画・障害児福祉計画

国は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付と地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、次の基本的な指針（基本指針）※1を定めます（法87条）。

- (1)障害福祉サービスと相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- (2)障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (3)市町村障害福祉計画・都道府県障害福祉計画に関する事項
- (4)その他自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

また、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するため、次の基本的な指針（基本指針）※2を定めます（児童福祉法33条の19）。

- (1)障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- (2)障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (3)市町村障害児福祉計画・都道府県障害児福祉計画に関する事項
- (4)その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

基本指針は一体のものとして作成され、それに即して、市町村は障害者等の数や状況を勘案して市町村障害福祉計画を、都道府県は市町村障害福祉計画の達成に資するため広域的な見地から都道府県障害福祉計画を策定します（法88条・89条、児童福祉法第33条の20～25）。

※1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号、最終改正；令和6年こども家庭庁告示・厚生労働省告示第2号）として、一体的に作成されています。

※2 障害児福祉計画は、児童福祉法改正により、平成30年度から作成が義務化されています。

◆障害者福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

第1期 H18～20年度	第2期 H21～23年度	第3期 H24～26年度	第4期 H27～29年度	第5期(第1期) H30～R2年度	第6期(第2期) R3～5年度	第7期(第3期) R6～8年度
第1期障害福祉計画	第2期障害福祉計画	第3期障害福祉計画	第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画／第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画／第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画／第3期障害児福祉計画
H23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標と障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績をふまえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等をふまえ、H26年度を目標として第3期計画を作成	障害者総合支援法の施行等をふまえ、H29年度を目標として第4期計画を作成	障害者総合支援法・児童福祉法の施行等をふまえ、R2年度を目標として第5期計画を作成	障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨等をふまえ、R5年度を目標として第6期計画を作成	障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨等をふまえ、R8年度を目標として第7期計画を作成

◆障害福祉計画と基本指針

国の基本指針（総合支援法87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

市町村障害福祉計画（総合支援法88条）

義務

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

努力義務

障害福祉サービス等の見込量の確保方策

医療機関等の関係機関との連携

その他の事項

- ・計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

都道府県障害福祉計画（総合支援法89条）

義務

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数（注）

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

努力義務

区域ごとの障害福祉サービス等の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上

施設障害福祉サービスの質の向上

区域ごとの医療機関等の関係者との連携

その他の事項

- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など
- （注）都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

◆障害児福祉計画と基本指針

国の基本指針（児童福祉法33条の19）

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項

その他の事項

市町村障害児福祉計画（児童福祉法33条の20）

義務

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

努力義務

指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策

医療機関、教育機関等の関係機関との連携

その他の事項

- ・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法33条の22）

義務

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）

各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

努力義務

区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策

区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上

障害児入所支援の質の向上

区域ごとの医療機関、教育機関等の関係機関との連携

その他の事項

- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など
- （注）都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

2 令和6～8年度の計画期間と基本指針の見直し

令和6年度からの計画期間に対応し、基本指針の見直し（令5こども家庭庁・厚生労働省告示1）が行われています。都道府県・市町村ではこれに即した令和6年度からの障害福祉計画・障害者支援計画が策定されています。

今回の見直しでは、基本的な考え方として地域生活への移行・継続と一般就労への移行が継続して課題となっています。また、障害者の重度化・高齢化やニーズの多様化をふまえて、サービス等の質の向上、障害福祉人材の確保・定着、障害者の社会参加を支える取組が重視されるとともに、障害者等への虐待の防止、障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進等が課題となっています。

●成果目標に関する事項

基本指針・第二の成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）※3については、直近の状況等をふまえて見直しを行うとともに、福祉施設から一般就労への移行等、相談支援体制の充実・強化等について、新たに成果目標が設定されました。

※3 成果目標を達成するため必要となるサービス利用量等について「活動指標」が見込まれています。活動指標にもとづき、目標達成のための定期的な状況確認が行われます。

◆成果目標の見直し（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

(1)施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上 ●施設入所者数：R4年度末の5%以上削減
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上 ●精神病床の1年以上入院患者数：目標値を設定 ●早期退院率：3カ月後68.9%以上、6カ月後84.5%以上、1年後91%以上
(3)地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村で地域生活支援拠点等を整備、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築、年1回以上、支援の実績等をふまえ運用状況を検証・検討 ●強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備【新】
(4)福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍以上 うち移行支援事業：1.31倍以上、就労A型：1.29倍以上、就労B型：1.28倍以上 ●一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上【新】 ●各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を活用【新】 ●就労定着支援事業利用者：R3年度末実績の1.41倍以上 ●就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上
(5)障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 ●難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保 ●全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 ●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 ●各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新】 ●各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】

(6)相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村に基幹相談支援センターを設置等 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】
(7)障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

◆基本指針の見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ●障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ●医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ●一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ●障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ●医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ●聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ●発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターの設置等の推進 ●協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ●精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ●相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ●市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ●支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ●計画期間の柔軟化 ●サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

基本指針（令和6～8年度）のあらまし

◆第一：提供体制の確保に関する基本的事項 一 基本的理念

(1)自己決定の尊重と意思決定の支援	障害者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていく
(2)身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本 ● 対象となる障害者等の範囲を身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者・高次脳機能障害者を含む）・難病患者等で18歳以上の人、障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じ引き続き障害福祉サービスを均てん化
(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	<p>障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める</p> <p>入所等から地域生活への移行：適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備（例えば、重度・高齢化した障害者で地域生活を希望する者には、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保する等、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保）</p> <p>地域生活支援の拠点等の整備・運営：市町村は地域生活への移行、親元からの自立等の相談、一人暮らし、グループホーム入居等の体験機会と場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をさらに強化しつつ、継続的に支援。拠点等と基幹相談支援センターとの効果的な連携を確保</p> <p>精神病床における長期入院患者の地域生活への移行：自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進をふまえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める</p>
(4)地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの実態等を踏まえながら、社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む ● 市町村は地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次の支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も検討し、体制を整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能、継続的伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 ② ①と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、住民同士が会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援
(5)障害児の健やかな育成のための発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児と家族に、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように市町村・都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実、都道府県の適切な支援等を通じた障害児支援の均てん化を引き続き図ることにより、地域支援体制を構築 ● 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り、さらに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進 ● 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築
(6)障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたり安定的にサービス等を提供し事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保・定着を図ることが必要 ● 専門性を高める研修の実施、多職種間の連携推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的周知・広報等や、処遇改善、ハラスメント対策、ICT等による事務負担軽減、業務効率化に関係者が協力して取り組む

7 就労定着支援（法5条15項）

就労移行支援等（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援）を利用して，通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため，企業，障害福祉サービス事業者，医療機関等との連絡調整を行うとともに，雇用に伴い生じる日常生活や社会生活の問題に関する相談，指導や助言等の必要な支援を行います。

対象者は，就労移行支援等を利用した後，通常の事業所に新たに雇用された障害者で，就労継続期間が6月を経過した障害者です。病気や障害により通常の事業所を休職し，就労移行支援等を利用した後，復職した障害者で，就労継続期間が6月を経過した人も対象となります。

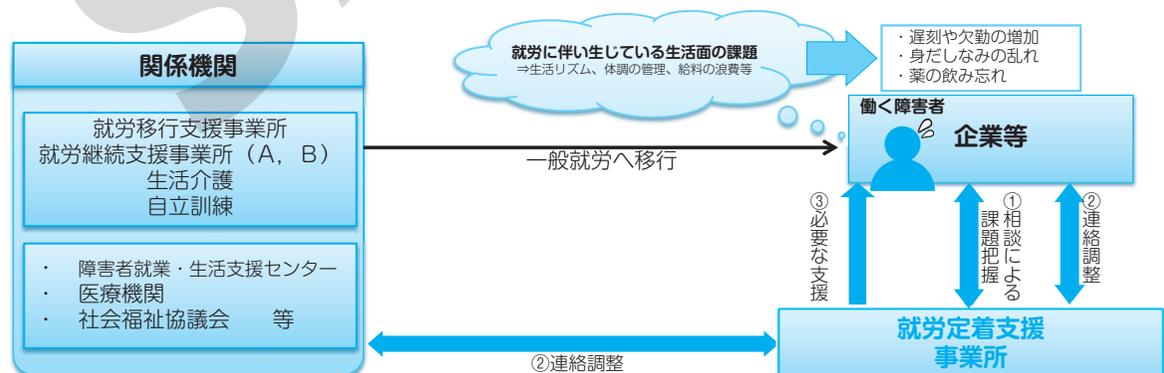
支給決定期間は最大3年間です。支援を終了する場合は，本人の希望や状況，事業主の状況等に応じて同様の支援を継続する必要がある場合は，利用者や事業主と十分に調整したうえで，障害者就業・生活支援センター等に適切に引き継ぎます※11。支援終了の少なくとも3月以上前には，本人や事業主の状況等に応じて障害者就業・生活支援センター等の支援機関に，必要な情報を本人の了解の下で伝達します。

●職場への定着のための支援の実施

定着のための支援については，利用者との対面（またはテレビ電話等）による支援を月1回以上行うこと，その支援内容を記載した報告書を，利用者および事業主に月1回以上提供すること※12が要件です。

また，利用者の職場での状況を把握するため，月1回以上の職場訪問が努力義務として定められています。障害非開示での就職のような合理的な理由がある場合を除いて，月1回以上の訪問による利用者の職場の状況の把握を可能な限り行うことになっています。

◆就労定着支援のサービスの流れ



※11 令和6年度より，障害者就業・生活支援センター事業者は就労定着支援事業の実施主体に追加されています。

※12 従来は「月1回以上の支援」のみが要件でしたが，実際の支援内容は多岐にわたり個別性が高いものであることをふまえ，令和3年4月から報告書による情報の共有が要件とされています。

就労定着支援の概要

●対象者

■就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

●サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者と雇用先の通常の事業所の事業主等に、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供
- 月1回以上、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

●主な人員配置

- サービス管理責任者 60：1
- 就労定着支援員 40：1

●報酬単価

■基本報酬			
就労定着率9.5割以上	3,512単位/月	就労定着率5割以上7割未満	1,690単位/月
就労定着率9割以上9.5割未満	3,348単位/月	就労定着率3割以上5割未満	1,433単位/月
就労定着率8割以上9割未満	2,768単位/月	就労定着率3割未満	1,074単位/月
就労定着率7割以上8割未満	2,234単位/月		
■主な加算			
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (120単位/月) 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合		地域連携会議実施加算(Ⅰ)(Ⅱ) (Ⅰ：579単位/回、Ⅱ：405単位/回) 支援期間(最大3年)を通じた利用者に対する評価(会議の開催等、Ⅰ・Ⅱ合わせて年4回限度)	
特別地域加算 (240単位/月) 中山間地域等に居住する利用者に支援した場合		就労定着実績体制加算 (300単位/月) 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する	
初期加算 (900単位/月(1回限り)) 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合			

障害者総合支援法の就労系サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概況	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(標準利用期間：2年) ※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。(利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。(利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。(利用期間：3年)
対象者	①企業等への就労を希望する者 ②知識・能力向上のための支援を一時的に必要とする者★	①移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④左記★	①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④左記★	①就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	479～1,210単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	325～791単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5：1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間など5つの評価項目による総合評価(スコア方式)	537～748単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5：1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,074～3,512単位/月 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	2,934事業所 (国保連データ令和5年4月)	4,415事業所 (国保連データ令和5年4月)	16,295事業所 (国保連データ令和5年4月)	1,538事業所 (国保連データ令和5年4月)
利用者数	35,315人 (国保連データ令和5年4月)	85,421人 (国保連データ令和5年4月)	333,690人 (国保連データ令和5年4月)	15,332人 (国保連データ令和5年4月)

◆就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ

障害者総数 約1,160万人(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約480万人(※2)
(内訳：身体436.0万人、知的109.4万人、精神614.8万人) (内訳：身体101.3万人、知的58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。
※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への移行の現状

①特別支援学校から一般企業への就職が約29.3% 就労系障害福祉サービスの利用が約34.2%
②就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和4年は約2.4万人が一般就労への移行を実現



【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

2 各サービスの改定事項

- ◎令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、サービスごとに主に下表のような改定が行われました。
- ◎全サービスにかかわる改定としては、「処遇改善加算の一本化および加算率の引上げ」「業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化」「障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化」「障害福祉現場の業務効率化」があります。

◆令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項	
全サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●現行の処遇改善加算の一本化および加算率の引き上げ<職種間配分ルール統一、月額賃金改善に関する要件の見直し等>➔①② ●地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>➔③④ ●強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核の人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）<基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月等>➔⑥ ●感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）<障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月等>➔⑪ ●障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）<虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算等>➔⑧ ●通所系サービスにおける食事提供加算の見直し<栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>➔⑬⑭ ●物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し<基準費用額54,000円➔55,500円>➔⑭ ●障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）➔⑨
2 訪問系サービス	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価<特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児および医療的ケア児への支援を追加>➔⑮ ●入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4および5の利用者も対象に追加<入院中の重度訪問介護利用の対象区分6➔区分4以上>➔⑯ ●重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し<居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加等>➔⑮
3 日中活動系サービス	
生活介護 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入<生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>➔⑰ ●医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）<人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日等>➔⑱ ●短期入所における緊急時の受け入れを更に評価<緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位➔270単位等>➔⑱ ●福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進<医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日等>➔⑱
4 施設・居住支援系サービス	
施設入所支援 共同生活援助 自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ●施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価<意向確認に関する指針未作成の場合の減算5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>➔⑲

	<ul style="list-style-type: none"> ●施設における10人規模の利用定員の設定<基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>→19 ●施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設<地域移行支援体制加算【新設】>→19 ●グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価<自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位／月等>→20 ●世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し<グループホームの基本報酬の見直し>→21 ●グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>→22
5 訓練系サービス	
機能訓練 生活訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価<個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位／日等>→25 ●ピアサポートの専門性の評価<ピアサポート実施加算【新設】100単位／月>→25
6 就労系サービス	
就労移行支援 就労継続支援 A型 就労継続支援 B型 就労定着支援 就労選択支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し<利用定員規模20人以上⇒10人以上>→23 ●就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し<就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>→26 ●就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し<就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位／日等>→27 ●就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し<就労定着支援の基本報酬の見直し>→28 ●就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定<就労選択支援サービス費【新設】1210単位／日>→29
7 相談系サービス	
計画相談支援 障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実<計画相談支援の基本報酬の見直し>→31 ●地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価<主任相談支援専門員配置加算100単位／月⇒主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）300単位／月・100単位／月>→31 ●相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充<医療・保育・教育機関等連携加算100単位／月⇒150～300単位／月等>→31
8 障害児支援	
児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センター等における中核機能を評価<中核機能強化加算【新設】22単位～155単位／日、中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位／日>→32 ●児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進<総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定等>→33 ●児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入<児童発達・放デイの基本報酬の見直し>→33 ●支援ニーズの高い児への支援の評価を充実<入浴支援加算【新設】55単位／日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算155単位／日⇒200または250単位／日等>→35③⑥ ●家族支援の評価を充実<事業所内相談支援加算80単位／月1回⇒家族支援加算80単位／月4回（オンライン60単位）、延長支援加算の見直し等>→37 ●インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実等）<訪問支援員特別加算679単位／日⇒700または850単位／日>→38 ●障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実<小規模グループケア加算240単位／日⇒186～320単位／日サテライト型+308単位／日⇒+378単位／日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定等>→39

① 福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

② 福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（I～IV）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は色字

加算率	新加算区分	新加算の要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	I	新加算（II）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（I）【4.4%】 b. 特定処遇加算（I）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	II	新加算（III）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【 見直し（令和7年度） 】 ・ グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（I）【4.4%】 b. 特定処遇加算（II）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	III	新加算（IV）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（I）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	IV	・ 新加算（IV）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【 見直し（令和7年度） 】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（II）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

3 身体障害者手帳

身体に障害のある人は、身体障害者手帳の交付を申請することができます（義務ではありません）※4。身体障害者手帳の交付を受けることで、さまざまな援助を受けることができます。身体障害者手帳の交付は、次のとおり行われます（法15条）。

(1)障害者・障害児の申請：身体に障害のある人（15歳未満の人は保護者）は、居住地の福祉事務所（福祉事務所が設置されていない場合は町村の窓口）に、障害の種別ごとに指定医※5の診断書・意見書※6、写真を申請書に添えて申請します。

(2)審査と判定：都道府県知事※7は、申請に基づいて審査を行います。身体障害者福祉法別表（→9頁）に該当するかの詳細は、「身体障害者障害程度等級表」に定められています。等級表に定める等級のうち、1級から6級が対象となります。

都道府県知事は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況を照会します。該当するか疑いがある場合や等級表のいずれに該当するか不明な場合は、再検査、追加検査、別の指定医による診断等を受けるよう指導し、さらに疑いや不明な場合は、地方社会福祉審議会に諮問します。

(3)手帳の交付：申請が認められた障害児・障害者に対し、都道府県知事は身体障害者手帳を交付します。都道府県知事は、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載した身体障害者手帳交付台帳を備えます。

※4 令和4年度(2022年度)末現在の身体障害者手帳交付者数は4,842,344人で、前年度に比べ67,754人(1.4%)減少しています。

※5 身体障害者福祉法別表の障害の医療に関係する診療科名を標ぼうしている病院・診療所で診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験がある医師が都道府県知事の指定を受けられます。都道府県知事は、指定にあたり、地方社会福祉審議会の意見を聴きます。

※6 平成29年(2017年)3月、診断書・意見書の障害の原因欄の選択肢に「自然災害」が追加されました。

※7 指定都市・中核市については、都道府県知事にかわりそれぞれの市長が事務を行います（法43条の2）。

◆身体上の障害別等級

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害		○	○	○	○	○	○	—
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害 平衡機能障害	—	○	○	○	○	○	—
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害		—	—	○	○	—	—	—
肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	○	○
	下肢	○	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○	—	○	—	—
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	○
内部障害	心臓機能障害	○	—	○	○	—	—	—
	じん臓機能障害	○	—	○	○	—	—	—
	呼吸器機能障害	○	—	○	○	—	—	—
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	○	—	○	○	—	—	—
	小腸機能障害	○	—	○	○	—	—	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	○	—	—	—
肝臓機能障害	○	○	○	○	—	—	—	

※ 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に指定されているものは、該当等級とする。

※ 7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

※ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案してその等級より上の級とすることができる。

●市町村の診査と更生相談

身体障害者手帳を交付する際、次のいずれかに該当する場合、身体障害者手帳の交付とともに、理由をつけて、市町村（障害児は保健所）による診査を受けるよう申請者に通知します。

- (1)発育により障害程度に変化が生じることが予想される時
- (2)進行性の病変による障害がある時
- (3)更生医療を受けることにより、障害程度に変化が生じることが予想される時
- (4)その他障害程度に変化が生じることが予想される時

市町村は、身体障害者の診査と更生相談を行います※8。

※8 必要に応じ、次に掲げる措置をとります。

- (1)医療または保健指導を必要とする場合、医療保健施設（保健所・病院・診療所）に紹介
- (2)公共職業能力開発施設への職業訓練または就職あっせんを必要とする場合、公共職業安定所に紹介
- (3)その他、更生に必要な事項を指導

◆身体障害者手帳交付者数

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数	4,842,344	1,552,654	697,892	793,855	1,175,440	305,041	317,462
	18歳未満	92,286	40,909	18,627	13,902	8,937	3,405
	18歳以上	4,750,058	1,511,745	679,265	779,953	1,166,503	301,636
視覚障害	18歳未満	4,596	2,109	852	296	556	683
	18歳以上	316,170	102,086	102,668	21,102	25,410	44,988
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	14,133	204	4,500	2,698	1,710	16
	18歳以上	428,110	18,573	82,691	49,638	110,938	2,379
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	711	14	21	239	437	
	18歳以上	58,009	2,317	3,324	32,900	19,468	
肢体不自由	18歳未満	56,130	29,003	13,032	6,150	3,838	2,706
	18歳以上	2,339,672	441,714	465,363	426,906	624,271	254,269
内部障害	18歳未満	16,716	9,579	222	4,519	2,396	
	18歳以上	1,608,097	947,055	25,219	249,407	386,416	

※「令和4年度福祉行政報告例」（厚生労働省）より

■障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

市町村は、障害福祉サービスや障害者支援施設または病院への入所等を必要とするものの、やむを得ない事由によりサービスを受けることが著しく困難な身体障害者に対し、障害福祉サービスの提供や障害者支援施設等への入所等の措置をとります（法18条）。身体障害者の身体等の状況と置かれている環境に応じて適切なサービスの提供や施設の選定を行います。

●措置を行った場合の費用徴収

入所等の措置をとった場合の費用は、利用者負担の額の算定に関する基準（「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平18障障発第1117002号））に基づき算定し、市町

村が利用者等から徴収します。

利用者負担額の算定の基礎は所得税額でしたが、令和元年（2019年）6月算定分から、市町村税（住民税）所得割の額になりました。市町村税所得割の額は、マイナンバー法に基づき照会し把握します（入所等の措置が行われた障害者（被措置者）等の同意は必要ありません）。

なお、改正後の算定基準に基づいて算定した場合に費用徴収額が増加する場合は、被措置者等の同意を得たうえで税務署に所得税の課税情報について照会を行い、改正前の算定基準に基づき算定する経過措置が設けられています（経過措置は、措置が解除されるまでの間に限りです）。

4 障害者雇用率制度 (法43条)

すべての事業主は、対象障害者※11の雇用に関し、社会連帯の理念に基づいて適当な雇用の場を与える共同の責務を有し、進んで雇用に努めなければならないとされています。また、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

●対象範囲が広がってきた法定雇用率

法定雇用率は、「労働者の総数※12」に対する「対象障害者である労働者の総数」の割合に基づき、少なくとも5年ごとに、対象障害者の雇用の状況やその他の事情を勘案して政令で定められます。障害者の雇用義務を負うのは、常時雇用する労働者※13を1人以上雇用する事業主です。

雇用率制度は昭和51年に身体障害のみを対象として創設されました。その後、平成10年には知的障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加され、平成30年4月からは精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加されました。令和6年には、週所定労働時間が特に短い（10時間以上20時間未満）精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、特例的な取扱いとして、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できることとされ、これにより、週所定労働時間20時間以上の雇用が困難な者に対する就労機会の拡大を直接図ることが可能となるため、特例給付金は廃止されました。

※11 対象障害者とは身体障害者は、身体障害者手帳1～6級に該当する人、知的障害者は、児童相談所などで知的障害者と判定された人、精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人をいいます。

※12 総数には失業者を含みます。「対象障害者である労働者の総数」においても同様です。

※13 常時雇用する労働者とは、労働契約の形式のいかんを問わず、事実上期間の定めなく雇用されている場合をいい、実態的に判断されるべきものとされていて、週の所定労働時間が20時間以上の労働者を対象とします。

◆現行の障害者雇用率

民間企業	2.5%	国、地方公共団体	2.8%
特殊法人等	2.8%	都道府県等の教育委員会	2.7%

注 令和6年4月から適用。障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、労働者40人以上の事業主。

◆障害者雇用率制度の概要

■民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者, 知的障害者および精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者, 知的障害者および精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■特殊法人、国および地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

●実雇用率

実際に雇用されている障害者の割合を実雇用率といいます。実雇用率の算出方法においては、重度の障害者雇用が一般的に困難であることを考慮して、重度者（身体・知的）については1人雇用したことをもって2人と算定し、それが短時間労働者※14の場合は1人の雇用をもって1人と、所定労働時間が特に短い労働者は1人の雇用をもって0.5人とします。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1人	0.5人	—
重度	2人	1人	0.5人
知的障害者	1人	0.5人	—
重度	2人	1人	0.5人
精神障害者	1人	0.5人※15	0.5人

●除外率制度

一律の雇用率を適用することになじみにくい種類の職務があることから設けられたのが除外率制度です。すなわち、障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について、障害者の雇用義務を軽減するために、雇用する障害のある労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除するものです。

除外率50%に属する労働者数が1,000人の民間事業所の計算例	
除外率制度なし	$1,000人 \times 2.5\% = 25人$
除外率制度あり	$\{1,000人 - (1,000人 \times 50\%)\} \times 2.5\% = 12.5 \rightarrow 13人$

しかしながら除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正によって平成16年4月に廃止されました。ただし経過措置としてはなお有効であり、廃止方向で段階的に除外率を引き下げ※16、縮小することとされています。

◆除外率の設定業種とその除外率

除外率の設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く）、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、倉庫業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%
採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、その他の鉱業、水運業	10%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書便事業を含む）	20%
港湾運送業	25%
鉄道業、医療業、高等教育機関	30%
林業（狩猟業を除く）	35%
金属鉱業、児童福祉事業	40%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業、小学校	55%
幼稚園、幼保連携型認定こども園	60%
船員等による船舶運航等の事業	80%

※14 短時間労働者とは、週の所定労働時間が通常の労働者の週所定労働時間に比較して短く20時間以上30時間未満の者が該当します。週所定労働時間が特に短い労働者とは、週の所定労働時間がさらに短く10時間以上20時間未満の者が該当します。

※15 精神障害者保健福祉手帳を取得した人は、当分の間0.5ではなく1と算定します（上記を満たしていても対象にならない場合もあります）。

※16 平成16年4月と平成22年4月に、それぞれ一律に10ポイント引き下げられました。

●障害の状態の判定時期

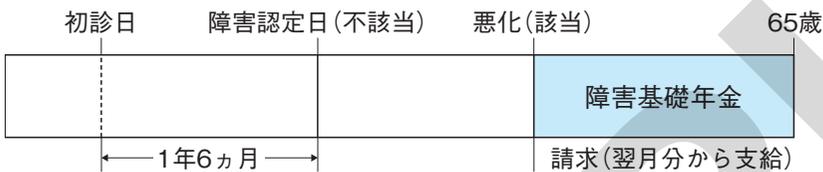
障害の状態を判定する時期は、次のとおり定められています。

(1)障害認定日

障害の状態の判定は、傷病の初診日から1年6月を経過した日に行われます。1年6月以内に傷病が治った場合※8または症状が固定し治療の効果が期待できなくなった場合は、その日に判定します。

(2)事後重症

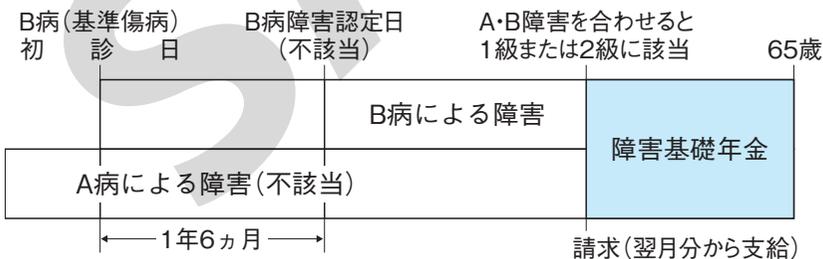
障害認定日に障害等級に該当する状態になかった人が、その後65歳になるまでの間に障害等級に該当する状態になったときは、本人の請求により障害基礎年金、障害厚生年金を受けることができます。このしくみを「事後重症」※9といいます。



(3)基準傷病

障害認定日に障害等級の2級以上に該当しなかった人が、年金制度加入中に初診日のある別の傷病により新たな障害が発生し、その別の傷病の障害認定日以後65歳になるまでの間に、それまでに生じた複数の障害と合わせて、はじめて2級以上に該当したときは、本人の請求により、初診日に加入していた年金制度に合わせて障害基礎年金、障害厚生年金を受けることができます。

この場合、後から発生した傷病を「基準傷病」といいます。制度加入要件及び保険料納付要件は基準傷病の初診日のみで確認されます。基準傷病による障害基礎年金、障害厚生年金も、事後重症と同様、本人が請求した以後にしか支給されません。



※8「傷病が治った場合」とは、治療が終了した場合をいいます（完治し元の心身の状態に戻った場合ではありません）。リハビリ等を含めて治療が終了し、障害等級に該当するような障害が残れば障害年金の対象となります。

※9 事後重症による障害基礎年金、障害厚生年金は、本人が請求した以後にしか支給されません（障害認定日の場合は、認定日の翌月から支給されます）。

3 障害基礎年金、障害厚生年金の年金額

1級障害・2級障害の人は、障害基礎年金を受けられます。

このうち、初診日に厚生年金保険に加入していた人（加入期間中の病気やケガにより障害が残った場合）は、障害厚生年金の対象です。

1級障害・2級障害の場合は障害基礎年金と障害厚生年金の両方が受けられます。厚生年金保険独自の3級障害に該当した場合は、障害厚生年金のみを受けられます（障害基礎年金の対象とはなりません）。

なお、3級には該当しない一定程度の障害の人は、厚生年金保険独自の障害手当金（一時金）の対象となります。

1級障害の場合 2級障害の場合 3級障害の場合 3級より軽い場合

1級 障害厚生年金	2級 障害厚生年金	3級 障害厚生年金	障害手当金
1級 障害基礎年金	2級 障害基礎年金		

●障害基礎年金

障害基礎年金の額（令和6年度価額）は、1級：1,020,000円（月額85,000円）、2級：816,000円（月額68,000円）です。2級は老齢基礎年金（40年加入の満額）と同額で、1級はその1.25倍に当たります。

障害基礎年金の受給者に扶養されている18歳到達年度末日（3月31日）までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子※10がいるときは、子の加算額が加算されます。加算額は、①1人目・2人目の子：各234,800円（月額19,566円）、②3人目以降の子：各78,300円（月額6,525円）です。

	障害基礎年金	支援給付金	子の加算額
1級障害	1,020,000円 (月額85,000円)	(79,656円) 月額6,638円	1・2人目＝各234,800円 (月額19,566円)
2級障害	816,000円 (月額68,000円)	(63,720円) 月額5,310円	3人目～＝各78,300円 (月額6,525円)

年金額は昭和31年4月2日以後生まれの方の額です。昭和31年4月1日以前に生まれた方の年金額は、1級障害1,017,125円（月額84,760円）、2級障害813,700円（月額67,808円）となります。

なお、これまでは障害基礎年金が児童扶養手当を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分（5月支払）からは、児童扶養手当が「子の加算額」を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます（併せて、児童扶養手当の支給制限では、障害基礎年金が「所得」として取り扱われるようになっています）。

※10 扶養の要件は、加算対象者である子の年収が850万円未満であることで、年金発生当時胎児であった子も含まれます（出生後加算開始）。なお、子の障害等級についても、障害年金の等級表を使って認定されます。

2 「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、障害者差別解消法は、障害者に対する不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等と事業者※5に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

●行政機関等の「対応要領」と事業者の「対応指針」の作成

基本方針に即して、国の行政機関・独立行政法人等においては、職員の実施に資するための対応要領を作成します。また、事業者における取組に資するための対応指針を、それぞれ主務の大臣が作成することとなっています。地方公共団体等について対応要領の作成は努力義務※6ですが、積極的に取り組むこと※7が望まれています。

●差別解消のための事業者による自主的な措置

事業者は「不当な差別的取扱いの禁止」が法的義務とされる一方、事業における障害者との関係が分野・業種・場面等によってさまざまです。もともとされる配慮の内容・程度も多種多様であることから、「合理的配慮の提供」は努力義務とされていましたが、下記の法改正により、事業者にあっても法的義務へと改められました。

●法改正により事業者の合理的配慮を義務化

障害者差別解消法は、施行（平成28年4月）から3年経過時に事業者による合理的配慮の在り方などの施行状況について見直しを行うことになっていました（法付則7条）。これにより次の見直し（法改正）が行われ、令和6年4月1日から実施されています。

- (1)国および地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2)事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- (3)障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

※5 対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者です。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

※6 「対応要領」は、都道府県・指定都市ではすべて策定済、中核市等では約99%・一般市では90%が策定済です（2023年4月段階）。

※7 差別解消法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む）は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、身近な地域で条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれます。

障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の例 ①福祉事業者

◆不当な差別的取扱いと考えられる例

○サービスの利用を拒否する	<ul style="list-style-type: none"> ・漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する(医療関係・衛生事業者も共通) ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否 ・身体障害者補助犬の同伴を拒否
○サービスの利用を制限する(場所・時間帯などの制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、対応を後回し、サービス提供時間を変更又は限定 ・正当な理由なく、他の者とは別室での対応など、サービス提供場所を限定 ・正当な理由なく、サービス事業所選択の自由を制限(障害当事者が望まないサービス事業者をすすめるなど) ・サービスの利用に必要な情報提供を行わない
○サービスの利用に際し、障害のない者には付さない条件を付す	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とする ・サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課す(仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど)
○サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをする	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限 ・正当な理由なく、年齢相当のクラスに所属させない ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかける ・正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思(障害のある方の意思を確認することが困難な場合に限る)に反して、福祉サービス(施設への入所、通所、その他サービスなど)を行う

◆合理的配慮と考えられる例

○基準・手順の柔軟な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性に応じた休憩時間等の調整やデジタル機器の使用などのルール、慣行を柔軟に変更する
○物理的環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の段差にスロープを渡す ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする ・場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮をする
○補助器具・サービスの提供	<p>【情報提供・利用手続きについての配慮や工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ(コード化したものを含む)の提供や必要に応じて代読・代筆を行う ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付き文書など本人が希望する方法でわかりやすい説明 ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行う ・電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行う <p>【建物や設備についての配慮や工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置、点字サイン付き手すり、音声ガイドの設置 ・色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫する ・トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設ける ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設ける <p>【職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供の配慮や工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする ・多様なコミュニケーション手段(筆談・読み上げ等)や表現(振り仮名等)を用いて説明 ・口話が読めるようマスクを外して話をする ・ICT(コンピューター等の情報通信技術)を活用したコミュニケーション機器(データを点字に変換、音声を文字変換、表示された絵などを選択することができる機器など)を設置

※個別の支援計画(サービス等利用計画、ケアプラン等)への位置付けなどの取組も望まれます。

※不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改善措置については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努め、そのうち、バリアフリーに関しては下記のような整備が一例として考えられます。

- 施設内の段差を解消する、スロープを設置
- トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応に
- 床をすべりにくく
- 階段や表示を見やすく明瞭に
- 車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善

法令編 詳細目次

1 障害者総合支援法

378

■左段：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

■右段：〔令〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）／〔則〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

第1章 総則（第1条～第5条）…………… 378

付 障害支援区分：障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年1月23日厚生労働省令第5号）…………… 390

第2章 自立支援給付…………… 391

第1節 通則（第6条～第14条）…………… 391

付 指定事務受託法人の指定…………… 395

第2節 介護給付費，特例介護給付費，訓練等給付費，特例訓練等給付費，特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給…………… 398

第1款 市町村審査会（第15条～第18条）…………… 398

第2款 支給決定等（第19条～第27条）…………… 399

第3款 介護給付費，特例介護給付費，訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第28条～第31条）…………… 410

第4款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第34条・第35条）…………… 418

第5款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第36条～第51条）…………… 421

第6款 業務管理体制の整備等（第51条の2～第51条の4）…………… 439

付 事業者の指定申請…………… 443

付 介護給付費等の請求：介護給付費等の請求に関する命令（平成18年9月29日厚生労働省令第170号）…………… 451

第3節 地域相談支援給付費，特例地域相談支援給付費，計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給…………… 453

第1款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第51条の5～第51条の15）…………… 453

第2款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（第51条の16～第51条の18）…………… 460

第3款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第51条の19～第51条の30）…………… 462

第4款 業務管理体制の整備等（第51条の31～第51条の33）…………… 472

第4節 自立支援医療費，療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第52条～第75条）…………… 475

第5節 補装具費の支給（第76条）…………… 500

第6節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第76条の2）…………… 503

付 高額障害福祉サービス等給付費…………… 505

第7節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表（第76条の3）…………… 508

第3章 地域生活支援事業（第77条～第78条）…………… 510

第4章 事業及び施設（第79条～第86条）…………… 514

第5章 障害福祉計画（第87条～第91条）…………… 518

第6章 費用（第92条～第96条）…………… 525

第7章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務（第96条の2～第96条の4）…………… 528

第8章 審査請求（第97条～第105条）…………… 529

第9章 雑則（第105条の2～第108条）…………… 531

付 大都市等の特例…………… 533

付 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174条の32・第174条の49の12…………… 536

第10章 罰則（第109条～第115条）…………… 539

附則〔抄〕…………… 540

別表〔抄〕…………… 543

未施行の改正…………… 544

2 児童福祉法〔抄〕

551

■左段：児童福祉法〔抄〕（昭和22年12月12日法律第164号）

■右段：〔令〕児童福祉法施行令〔抄〕（昭和23年3月31日政令第74号）／〔則〕児童福祉法施行規則〔抄〕（昭和23年3月31日厚生省令第11号）

第1章 総則

第1節 国及び地方公共団体の責務（第3条の2・第3条の3）…………… 551

第2節 定義（第4条～第7条）…………… 552

第3節 児童福祉審議会等〔略〕

第4節 実施機関〔略〕

第5節 児童福祉司〔略〕

第6節 児童委員〔略〕

第7節 保育士〔略〕

第2章 福祉の保障…………… 556

第1節 療育の指導，小児慢性特定疾病医療費の支給等〔略〕

第2節 居宅生活の支援…………… 556

第1款 障害児通所給付費，特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第21条の5の2～第21条の5の14）…………… 556

第2款 指定障害児通所支援事業者（第21条の5の15～第21条の5の25）…………… 578

第3款 業務管理体制の整備等（第21条の5の26～第21条の5の28）…………… 597

第4款 肢体不自由児通所医療費の支給（第21条の5の29～第21条の5の32）…………… 599

第5款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置（第21条の6・第21条の7）…………… 603

第6款 子育て支援事業（第21条の8～18）… 604

第3節 助産施設，母子生活支援施設及び保育所への入所等〔略〕

第4節 障害児入所給付費，高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給…………… 607

第1款 障害児入所給付費，高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給（第24条の2～第24条の8）…………… 607

第2款 指定障害児入所施設等（第24条の9～第24条の19）…………… 616

第3款 業務管理体制の整備等（第24条の19の2）…………… 622

第4款 障害児入所医療費の支給（第24条の20～第24条の23）…………… 623

第5款 障害児入所給付費，高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例（第24条の24）…………… 628

第5節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給…………… 629

第1款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第24条の25～27）… 629

第2款 指定障害児相談支援事業者（第24条の28～第24条の37）…………… 631

第3款 業務管理体制の整備等（第24条の38～第24条の40）…………… 636

第6節 要保護児童の保護措置等〔略〕

第7節 被措置児童等虐待の防止等〔略〕

第8節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表（第33条の18）…………… 638

第9節 障害児福祉計画（第33条の19～25）… 639

第10節 雑則〔略〕

付 障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令（平成18年9月29日厚生労働省令第179号）… 646

第3章 事業，養育里親及び養子縁組里親並びに施設〔抄〕（第34条の3～7・第42条・第43条）… 648

第4章 費用〔抄〕（第49条の2～第55条）…………… 650

第5章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第56条の5の2～第56条の5の4）…………… 655

第6章 審査請求（第56条の5の5）…………… 655

第7章 雑則〔抄〕（第57条の2～第57条の5）… 656

付 指定事務受託法人の指定…………… 659

第8章 罰則〔略〕 附則〔略〕

別表〔抄〕…………… 661

3 身体障害者福祉法

663

■左段：身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）

■右段：〔令〕身体障害者福祉法施行令（昭和25年4月5日政令第78号）／〔則〕身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）

第1章 総則（第1条～第3条）	663
第1節 定義（第4条～第5条）	663
第2節 削除	
第3節 実施機関等（第9条～第12条の3）	664
第2章 更生援護	669
第1節 総則（第13条～第17条の2）	669
第2節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第18条～第19条）	675
第3節 盲導犬等の貸与（第20条）	676
第4節 社会参加の促進等（第21条～第25条の2）	677
第3章 事業及び施設（第26条～第34条）	678
第4章 費用（第35条～第38条の2）	680
第5章 雑則（第39条～第49条）	681
付 大都市等の特例：地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174条の28・第174条の49の4	684
附則	685
別表（第4条、第15条、第16条関係）	685
〔則〕別表第五号（第5条関係）〔身体障害者障害程度等級表〕	686

4 知的障害者福祉法

690

■左段：知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）

■右段：〔令〕知的障害者福祉法施行令（昭和35年4月18日政令第103号）／〔則〕知的障害者福祉法施行規則（昭和35年5月9日厚生省令第16号）

第1章 総則（第1条～第3条）	690
第2章 実施機関及び更生援護	691
第1節 実施機関等（第9条～第15条の3）	691
第2節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第15条の4～第21条）	696
第3章 費用（第22条～第27条の2）	697
第4章 雑則（第28条～第32条）	698
第5章 罰則	699
附則	699
付 大都市等の特例：地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174条の30の3・第174条の49の8	700

5 精神保健福祉法〔抄〕

701

- 左段：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔抄〕（昭和25年5月1日法律第123号）
- 右段：〔令〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令〔抄〕（昭和25年5月23日政令第155号）／〔則〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則〔抄〕（昭和25年6月24日厚生省令第31号）

第1章 総則（第1条～第5条）	701
第2章 精神保健福祉センター（第6条～第8条）	702
第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会〔略〕	
第4章 精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科救急医療体制〔略〕	
第5章 医療及び保護〔略〕	
第6章 保健及び福祉	703
第1節 精神障害者保健福祉手帳（第45条～第45条の2）	703
第2節 相談及び援助（第46条～第49条）	709
第7章 精神障害者社会復帰促進センター〔略〕	
第8章 雑則〔略〕	
第9章 罰則〔略〕	
附則〔略〕	
別表〔略〕	

6 障害者雇用促進法〔抄〕

712

- 左段：障害者の雇用の促進等に関する法律〔抄〕（昭和35年7月25日法律第123号）
- 右段：〔令〕障害者の雇用の促進等に関する法律施行令〔抄〕（昭和35年12月1日政令第292号）／〔則〕障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則〔抄〕（昭和51年9月30日労働省令第38号）

第1章 総則（第1条～第7条の3）	712
第2章 職業リハビリテーションの推進	716
第1節 通則（第8条）	716
第2節 職業紹介等（第9条～第18条）	716
第3節 障害者職業センター（第19条～第26条）	718
第4節 障害者就業・生活支援センター（第27条～第33条）	720
第2章の2 障害者に対する差別の禁止等（第34条～第36条の6）	723
第3章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	724
第1節 対象障害者の雇用義務等（第37条～第48条）	724
第2節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収	737
第1款 障害者雇用調整金の支給等（第49条～第52条）	737
第2款 障害者雇用納付金の徴収（第53条～第68条）	756
第3節 特定短時間労働者等に関する特例（第69条～第71条）	761
第4節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第73条・第74条）	762
第5節 障害者の在宅就業に関する特例〔略〕	
第3章の2 紛争の解決〔略〕	
第4章 雑則〔略〕	
第5章 罰則〔略〕	
附則〔抄〕	764

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年11月7日法律第123号)

(最終改正；令和4年12月16日法律第104号)

第1章 総則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令〔令〕

(平成18年1月25日政令第10号)

(最終改正；令和6年3月30日政令第161号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則〔則〕

(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

(最終改正；令和6年6月25日内閣府令・厚生労働省令第13号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(市町村等の責務)

第2条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律

の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センターをいう。以下同じ。）、障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の職業リハビリテーション（同法第2条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

（国民の責務）

第3条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

（定義）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉

（法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病）

（令）第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 「主務大臣が定める程度」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第7号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

【令和7年10月1日施行】

〔令4法104〕**第3条** 第5条第1項中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、同条中第28項を第29項とし、第13項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は

援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものとする。

- 「内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるもの」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）

- 「主務省令で定める区分」＝障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）

●付・障害支援区分（→390頁）

（法第5条第1項に規定する主務省令で定める施設）

〔則〕**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する主務省令で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

（法第5条第1項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

〔則〕**第1条の2** 法第5条第1項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び第6条の10第二号の就労継続支援B型とする。

（法第5条第1項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

〔則〕**附則第1条の2** 平成24年3月31日において法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設に入所していた者であって、同年4月1日以後引き続き当該特定旧法指定施設であった施設に入所しているものに対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「第6条の10第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

- 2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。
- 3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。
- 4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。
- 5 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。
- 6 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の主務

(法第5条第2項及び第3項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第1条の3 法第5条第2項及び第3項に規定する主務省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第5条第3項に規定する主務省令で定めるもの)

〔則〕第1条の4 法第5条第3項に規定する主務省令で定めるものは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第5条第3項に規定する主務省令で定める場所)

〔則〕第1条の4の2 法第5条第3項に規定する主務省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院とする。

(法第5条第2項及び第3項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第1条の3 法第5条第2項及び第3項に規定する主務省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第5条第4項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第1条の5 法第5条第4項に規定する主務省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第2条第1項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

(法第5条第5項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第2条 法第5条第5項に規定する主務省令で定める便宜は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助とする。

(法第5条第6項に規定する主務省令で定める障害者)

〔則〕第2条の2 法第5条第6項に規定する主務省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、

省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として主務省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の主務省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の主務省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして主務省令で定めるものにつき、居宅介護その他の主務省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第5条第6項に規定する主務省令で定める施設)

〔則〕第2条の3 法第5条第6項に規定する主務省令で定める施設は、病院とする。

(法第5条第7項に規定する主務省令で定める障害者)

〔則〕第2条の4 法第5条第7項に規定する主務省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第5条第7項に規定する主務省令で定める施設)

〔則〕第2条の5 法第5条第7項に規定する主務省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第5条第7項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第2条の6 法第5条第7項に規定する主務省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

(法第5条第8項に規定する主務省令で定める施設)

〔則〕第5条 法第5条第8項に規定する主務省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

(法第5条第8項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第6条 法第5条第8項に規定する主務省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第5条第9項に規定する主務省令で定める障害者等)

〔則〕第6条の2 法第5条第9項に規定する主務省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第5条第9項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)

〔則〕第6条の3 法第5条第9項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。

(法第5条第10項に規定する主務省令で定める便宜)

〔則〕第6条の5 法第5条第10項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練、就労移行支援又は第6条の10第二号の就労継続支援B型(以下この号において「訓練等」という。)

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第1項の主務省令で定める施設を除く。）をいう。

12 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、主務省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

（法第5条第12項に規定する主務省令で定める期間）

〔則〕 **第6条の6** 法第5条第12項に規定する主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。） 1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）
- 二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。） 2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）

（法第5条第12項に規定する主務省令で定める便宜）

〔則〕 **第6条の7** 法第5条第12項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練（機能訓練） 障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援
- 二 自立訓練（生活訓練） 障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

（法第5条第13項に規定する主務省令で定める事由）

〔則〕 **第6条の7の2** 法第5条第13項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合
- 二 休職から復職しようとする場合

（法第5条第13項に規定する主務省令で定める期間）

〔則〕 **第6条の8** 法第5条第13項に規定する主務省令で定める期間は、2年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、3年又は5年とする。

（法第5条第13項に規定する主務省令で定める便宜）

〔則〕 **第6条の9** 法第5条第13項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する65歳未満の障害者若しくは65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービ